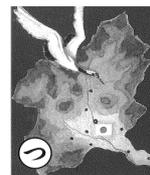




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年12月10日(木) 号外(第1号)

目次

ページ

告示

○高病原性鳥インフルエンザまん延防止のための緊急的な消毒の実施(畜産課)

2

■ 告 示

◎群馬県告示第321号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第30条の規定に基づき、次の区域において家きんを所有する者に対し、次のように消毒方法を実施することを命ずる。

令和2年12月10日

群馬県知事 山本 一 太

1 実施の目的

本県における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延防止

2 実施する区域

県内全域

3 実施の期日

令和2年12月11日から令和3年1月10日まで

4 実施方法

消石灰の農場内(施設周囲及び農場敷地内)散布。ただし、同等の効果が認められる方法への代替も可とする。